

青森県公共施設等総合管理方針 別冊

第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

令和7年2月21日 改定

第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
1 公共建築物

<p>類型 項目</p>	<p>(1) 庁舎等その他県有建築物</p>
<p>点検・診断等の実施方針</p>	<p>定期的な点検・診断等により公共建築物の劣化状況等を把握し、適正な管理を行います。</p>
<p>維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>	<p>更新等の際には、安全度や緊急度等を十分に検討し、措置を必要とする施設間での優先順位に基づき計画的に実施します。</p>
<p>安全確保の実施方針</p>	<p>耐震強度が著しく低く使用が危険な場合や劣化が著しく周辺環境に影響を及ぼす恐れがある場合などには公共建築物の供用を廃止し除却します。</p>
<p>耐震化の実施方針</p>	<p>「青森県耐震改修促進計画」により耐震改修を進めており、耐震性が不十分なものは概ね解消されておりますが、増改築の際には、利用状況や老朽化度、目標使用年数などを総合的に勘案しつつ、引き続き計画的な耐震化を図ります。</p>
<p>長寿命化の実施方針</p>	<p>ライフサイクルコストを縮減し、将来の財政負担を平準化するため、定期的な点検・診断等により公共建築物の劣化状況等を把握し、適正な管理を行うとともに、保全措置の実施において、安全度や緊急度等を十分に検討し、措置を必要とする施設間での優先順位に基づき計画的に行うことにより、長寿命化を推進します。</p>
<p>ユニバーサルデザイン化の推進方針</p>	<p>誰もが安全に利用しやすい施設になるよう、施設の特徴を踏まえ、ユニバーサルデザイン化について検討します。</p>
<p>脱炭素化の推進方針</p>	<p>地球にやさしい青森県行動プランに基づき、施設の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を図ります。</p>
<p>総量適正化の推進方針</p>	<p>全庁的な調整を行った結果、移転・集約等により将来的に利用が見込まれない公共建築物について、多様な手法を活用し積極的な売却等を行うことにより、保有総量の適正化を推進します。 また、公共建築物の利用状況を定期的に調査し、執務室の標準化と共有スペースの集約等により利用空間の最適化を図るとともに、全庁的な視点から出先機関等の移転・集約など施設間の総合調整を行い、部局を越えた公共建築物の共同利用や余裕スペースの貸付等により、効率的利用を推進します。</p>
<p>体制の構築方針</p>	<p>検討内容に応じて全庁的な検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を推進します。</p>

<div style="text-align: center;">類型</div> <div style="text-align: center;">項目</div>	(2) 県営住宅等
点検・診断等の実施方針	<p>県営住宅等の定期点検や日常点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施し、点検結果を計画的な修繕・維持管理に反映させます。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>耐用年限を目標にストックを活用することを基本とし、長期的な視点から世帯数の減少や住宅市場の状況を勘案し、現在のストックの約5割が耐用年限を迎える約25～35年後に向けて、適正なストック量と質を確保するために、改善と建替を計画的に実施します。</p>
安全確保の実施方針	<p>災害危険区域内に位置する県営住宅について、浸水災害時の一時避難場所への活用の検討など、入居者の安全確保に努めます。</p>
耐震化の実施方針	—
長寿命化の実施方針	<p>限られた予算の中で効率的・効果的な維持管理を行うため、修繕及び改善の目標周期を適切に設定します。また、改善は、建物として最低限必要な躯体や設備配管等の劣化を抑制し耐久性を向上させる長寿命化型改善を優先します。</p> <p>計画期間内に耐用年限を迎えるストックについては、公営住宅等整備基準の性能水準で設定している劣化の軽減の項目において、鉄筋コンクリート造等を等級3相当（想定耐用年数：75～90年）、木造を等級2相当（想定耐用年数：50～60年）としていることを踏まえ、耐用年限を迎える前に躯体調査を実施し、耐用年限の延長を検討します。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして、評価方法基準第5の9の9-1（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置とします。</p> <p>通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして、通行の用に供する部分が評価方法基準第5の9の9-2（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置とします。</p>
脱炭素化の推進方針	<p>外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして、評価方法基準第5の5の5-1（3）の等級4の基準を満たすこととなる措置とします。</p>
総量適正化の推進方針	<p>将来的な需要の減に対しては、市町村を補完する立場にある県が県営住宅の戸数を減らして調整します。</p> <p>県営住宅等は、耐用年限到来まで維持することを基本としますが、経過年数、立地条件及び需要等を考慮し、耐用年限到来前の用途廃止も検討します。</p>
体制の構築方針	—

<div style="text-align: center;">類型</div> <div style="text-align: center;">項目</div>	(3) 学校
点検・診断等の実施方針	<p>建物ごとに劣化状況等が異なることから、建築後の経過年数のみで対策を判断するのではなく、構造体や設備の劣化状況を詳細に調査した上で、必要な対策を検討する。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>老朽化による劣化・破損等の大規模な不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで機能・性能の保持・回復を図る「予防保全」を適切に実施する。</p>
安全確保の実施方針	<p>県立学校施設における耐震化や長寿命化等の取組を通じて、児童生徒等の安全・安心を確保する。</p>
耐震化の実施方針	<p>県立学校施設の耐震化や吊り天井の撤去については完了しているものの、非構造部材の耐震化が完了していないことから、経年劣化による屋根や外壁等の部材の落下防止対策等の取組を加速する。</p>
長寿命化の実施方針	<p>劣化状況等の把握により、長寿命化改修に適していると判断した施設については、長寿命化を図る。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>障がいのある児童生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、段差解消のためのスロープや手すり、エレベータの設置、多目的トイレの整備等を行う。</p>
脱炭素化の推進方針	<p>県立学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、屋上・外壁の断熱化や窓ガラスの複層化、照明器具のLED化、節水型便器への更新等を行う。</p>
総量適正化の推進方針	—
体制の構築方針	—

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(4) 職員公舎
点検・診断等の実施方針	<p>通常の目視確認、定期的な点検（法定点検）、改修内容ごとの改善周期による点検、災害時や気象条件など必要に応じて緊急的に行う点検等を行います。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>継続使用する公舎は、一定の居住水準を確保するため、改修等の適正な維持保全を実施する。なお、共同利用する公舎は優先的に対策を講じます。</p>
安全確保の実施方針	<p>劣化が著しく周辺環境に影響を及ぼす恐れがある場合などには公舎の供用を廃止します。</p>
耐震化の実施方針	—
長寿命化の実施方針	<p>利用状況や劣化状況等の把握により、長寿命化改修に適していると判断した公舎については、長寿命化を図ります。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	<p>継続使用する公舎の改修時に、屋上・外壁の断熱化等を行います。</p>
総量適正化の推進方針	<p>遊休公舎等の廃止や共同利用等による集約を推進します。</p>
体制の構築方針	<p>引き続き、知事部局、教育庁及び警察本部が連携し、職員公舎の有効活用と管理の適正化を推進します。</p>

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(5) その他普通財産等
点検・診断等の実施方針	法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても、定期的な点検・診断等により、建築物の劣化状況等を把握し、適正な維持管理を行います。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	施設の修繕・更新については、財源等を考慮し、一層のコスト削減と維持管理の効率化を図るとともに、修繕・更新の優先度を判断し、計画的かつ必要十分な修繕・更新を行います。
安全確保の実施方針	日常点検・定期点検を実施し、損傷等が見つかった場合には、速やかに安全対策を講じます。 また、現在休業中の施設等については、防犯・防災・事故防止の観点から、立入禁止等の措置を講じることや、施設の廃止や除却を検討します。
耐震化の実施方針	東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	建物の構造や用途により、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、適切な目標使用年数や保全レベルを定めた上で、計画的な改修・修繕等を行います。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、類似施設等の将来的な統合や集約化を継続的に検討します。 また、売却可能施設については、利活用の要望がある市町村への売却や貸付を行うとともに、市町村の利活用が無い場合には、一般競争入札等による売却や貸付を行い、資産として有効活用を図ります。
体制の構築方針	施設の管理会社等との連携を密に図り、効率的・効果的な維持管理体制の構築に努めます。

2 インフラ施設

類型 項目	(1) 道路 1 / 3	
	橋梁施設	トンネル施設
点検・診断等の実施方針	道路法施行規則に基づく法定点検により、5年に1回の近接目視を基本として実施している。	・管渠・マンホールについて、腐食のおそれの大きい箇所は5年に1回以上、それ以外は概ね10年に1回の頻度で点検を実施し、点検で異状を確認した場合には、調査を実施する。 ・処理場・ポンプ場施設について、日常点検、月例点検及び年次点検を機器単位で実施し、概ね7年を目処に調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討する。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	橋梁アセットマネジメントにおいては、橋梁の置かれている状況（環境・道路ネットワーク上の重要性）や劣化・損傷の状況（橋梁健全度）に応じて、橋梁ごとに、適用可能な維持管理シナリオを設定する。	点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを確立し、トンネル本体工及び附属物など施設の特性に応じた管理マネジメントにより、予算の平準化と施設の長寿命化を図りながら実施している。
安全確保の実施方針	自然災害または事故等の発生直後に、交通安全性の確保、構造安全性の確保、第三者被害の防止のための速やかな情報収集を行い、必要に応じて対策を行う。	定期点検は5年に1度の頻度で近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して実施している。 また、日常的な道路パトロールにおいても、変状等を監視している。
耐震化の実施方針	平成8年より前の道路橋示方書を適用し、緊急輸送道路等の重要度が高い橋梁を優先して耐震補強実施する。	—
長寿命化の実施方針	令和4年3月に策定（更新）した青森県橋梁長寿命化修繕計画に基づき適正な維持修繕を実施していく。	平成27年度に策定（令和4年度更新）した長寿命化計画に基づき適正な維持修繕を実施していく。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	—
総量適正化の推進方針	—	供用を廃止した施設については、廃道処理している。
体制の構築方針	アセットマネジメントを推進するため、各地域整備部にアセットマネジメントチームを配置。 職員及び受注者を育成し、技術を継承していくための研修を定期的実施。	国の要領等の改訂など動向に注視しながら、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図る。

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(1) 道路 2 / 3	
	シェッド・シェルター等	舗装
点検・診断等の実施方針	道路法施行規則に基づく法定点検により、5年に1回の近接目視を基本として実施している。	道路は県民生活にとって最も身近な社会資本であり、社会・経済活動等を支える根幹的なインフラとして重要な役割を担っていることから、適切な維持管理や老朽化対策を行うことが重要である。 舗装については日常的な道路パトロールに加えて、国土交通省が策定した「舗装点検要領」に基づく路面性状調査を定期的実施している。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを確立し、シェッド・シェルター本土工及び附属物など施設の特性に応じた管理マネジメントにより、予算の平準化と施設の長寿命化を図りながら実施している。	上記点検結果等を踏まえた「舗装の個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施していく。
安全確保の実施方針	定期点検は5年に1度の頻度で近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して実施している。 また、日常的な道路パトロールにおいても、変状等を監視している。	道路パトロールを実施しており、発見した路面の損傷（穴ぼこ等）については速やかに応急措置等を行い、道路交通の安全確保を図っている。
耐震化の実施方針	—	舗装の耐震性能については、明確な基準等は確立されていない。
長寿命化の実施方針	平成29年度に策定（令和4年度更新）した長寿命化計画に基づき適正な維持修繕を実施していく。	令和6年3月に策定した「舗装の個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施していく。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	—
総量適正化の推進方針	供用を廃止した施設については、廃道処理している。	バイパスの開通等により旧道となる区間については、市町村へ順次移管することとしている。
体制の構築方針	国の要領等の改訂など動向に注視しながら、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図る。	国の動向把握や他自治体との情報交換等を行い、新たな技術等を導入するなど、効果的かつ効率的な維持管理体制の構築を図る。

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(1) 道路 3 / 3	
	道路付属物（大型カルバート）	門型標識
点検・診断等の実施方針	道路法施行規則に基づく法定点検により、5年に1回の近接目視を基本として実施している。	道路は県民生活にとって最も身近な社会資本であり、社会・経済活動等を支える根幹的なインフラとして重要な役割を担っていることから、適切な維持管理や老朽化対策を行うことが重要である。 門型標識については日常的な道路パトロールに加えて、国土交通省が策定した「門型標識等定期点検要領」に基づく点検を実施している。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを確立し、構造物本体工及び付属物など施設の特性に応じた管理マネジメントにより、予算の平準化と施設の長寿命化を図りながら実施している。	上記点検結果等を踏まえた「道路付属物（門型標識）長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を実施していく。
安全確保の実施方針	定期点検は5年に1度の頻度で近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して実施している。 また、日常的な道路パトロールにおいても、変状等を監視している。	道路パトロールや定期点検により損傷状況を把握し、必要に応じ修繕工事を行い、安全確保を図っている。
耐震化の実施方針	—	門型標識の耐震性能については、明確な基準等は確立されていない。
長寿命化の実施方針	平成29年度に策定（令和4年度更新）した長寿命化計画に基づき適正な維持修繕を実施していく。	令和5年3月に策定した「道路付属物（門型標識）長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を実施していく。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	—
総量適正化の推進方針	供用を廃止した施設については、廃道処理している。	廃止した施設については、安全確保の観点から撤去する。
体制の構築方針	国の要領等の改訂など動向に注視しながら、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図る。	国の動向把握や他自治体との情報交換等を行い、新たな技術等を導入するなど、効果的かつ効率的な維持管理体制の構築を図る。

類型 項目	河川・ダム・海岸・砂防関係施設 1 / 2	
	(2) 河川	(3) ダム
点検・診断等の実施方針	<p>日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。</p> <p>点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。</p>	<p>適切なダム操作及び貯水運用が図られるよう、計測、点検及び修繕を行う。</p> <p>点検・診断や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>水門、樋門・樋管等の個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。</p>	<p>ダム施設の特長や現状を把握した、施設区分（土木施設・機械設備・電気設備等）ごとの総合点検記録表の作成を継続する。</p> <p>長寿命化計画に基づき、施設の更新・対策の優先順位を判断した上で、計画的に維持管理・修繕・更新等に努める。</p>
安全確保の実施方針	<p>点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。</p>	<p>日常的な巡視、点検により異状を把握し、ダム機能の重要度により優先順位を付け、修繕等を行い安全確保を図る。</p>
耐震化の実施方針	—	—
長寿命化の実施方針	<p>水門、樋門・樋管等の個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。</p>	<p>長寿命化計画に基づき、中長期的視点を踏まえ、ダムの維持管理及び設備更新等を効果的かつ効率的に推進し、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行い、各ダムの特性に応じた計画的な維持管理等を図る。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	—
総量適正化の推進方針	—	—
体制の構築方針	<p>河川維持管理に係る講習会等への参加や河川担当者会議を実施し、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。</p>	<p>ダム管理に係る講習会等への参加やダム管理担当者会議を実施し、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。</p>

類型 項目	河川・ダム・海岸・砂防関係施設 2 / 2	
	(4) 海岸	(5) 砂防
点検・診断等の実施方針	日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。	砂防関係施設の機能や性能の低下等の状況を把握するため、定期点検、臨時点検及び詳細点検を実施し、各施設の健全性を評価する。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。	健全度、重要度及びライフサイクルコストの縮減等を考慮のうえ、対策の優先順位を検討し、年次計画を策定する。 老朽化対策が必要な施設については、計画的に対策を実施し、施設機能を確保する。
安全確保の実施方針	点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。	点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、応急対策等を実施し、早期の機能回復を図る。
耐震化の実施方針	—	—
長寿命化の実施方針	個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。	予防保全を踏まえた砂防関係施設の長寿命化計画を策定し、戦略的な長寿命化対策を実施する。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	—
総量適正化の推進方針	—	—
体制の構築方針	庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理する所管課との連携を強化し、維持管理の効率化に努める。	老朽化対策におけるコスト縮減や効率化につながるよう、適宜、新技術や新たな材料の積極的な活用を図る。

推計 項目	(6) 港湾
点検・診断等の実施方針	日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	維持管理計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。
安全確保の実施方針	点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種類施設のについても早急に点検や予防的措置を実施する。
耐震化の実施方針	耐震強化岸壁を中心とした災害に強い交通ネットワークを推進するため、耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定されている臨港交通施設の耐震化を実施する。
長寿命化の実施方針	予防保全を踏まえた長寿命化計画を策定し、戦略的な長寿命化対策を実施する。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	港湾脱炭素化推進計画を策定し、官民連携により、カーボンニュートラルポート形成を推進する。
総量適正化の推進方針	—
体制の構築方針	老朽化対策におけるコスト縮減や効率化につながるよう、適宜、新技術や新たな材料の積極的な活用を図る。

<div style="text-align: center;">推計 項目</div>	(7) 港湾海岸
点検・診断等の実施方針	<p>日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。</p>
安全確保の実施方針	<p>点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種類施設のについても早急に点検や予防的措置を実施する。</p>
耐震化の実施方針	—
長寿命化の実施方針	<p>長寿命化計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	—
総量適正化の推進方針	—
体制の構築方針	<p>庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理する所管課との連携を強化し、維持管理の効率化に努める。</p>

推計 項目	(8) 空港
点検・診断等の実施方針	日常点検及び定期点検等については、青森空港機能管理規定に基づいて実施する。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	維持管理・修繕・更新等については、青森空港機能管理規定に基づいて実施する。
安全確保の実施方針	安全確保については、青森空港機能管理規定に基づいて実施する。
耐震化の実施方針	—
長寿命化の実施方針	青森空港機能管理規定に基づき点検・診断の結果を踏まえ、修繕計画・更新計画を作成し、適正な施設長寿命化を図る。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	施設の更新・改修等に当たっては、誰もが安全に利用しやすい施設になるよう、施設の特性を踏まえ、ユニバーサルデザイン化について検討する。
脱炭素化の推進方針	国土交通省の定める航空脱炭素化推進基本方針に基づき、協議会を設置し、関係者と協議の上で計画的に各施設の脱炭素化、再生可能エネルギーの導入・活用等を検討する。
総量適正化の推進方針	空港背後経済圏や航空運送事業者の需要を考慮し、関係者協議の上で必要となる施設の整備・体制確保に努める。
体制の構築方針	国の通達等の動向に注視しながら、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化・運用体制構築に努める。

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	公園・下水道	
	(9) 公園	(10) 下水道
点検・診断等の実施方針	<p>日常点検及び定期点検等により施設の劣化や損傷の状況を把握する。</p>	<p>管渠・マンホールについて、腐食のおそれの大きい箇所は5年に1回以上、それ以外は概ね10年に1回の頻度で点検を実施し、点検で異状を確認した場合には、調査を実施する。 処理場・ポンプ場施設について、日常点検、月例点検及び年次点検を機器単位で実施し、概ね7年を目処に調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討する。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>施設の劣化や損傷が確認された場合、利用禁止や立ち入り禁止などの措置を行い、利用者の事故等を防止する。 対象施設の健全度調査結果または定期点検の結果を活用し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。</p>	<p>各設備の特性から、処理機能の発揮上、重要度の高い設備に対しては予防保全を実施していく。なお、機能上、影響が小さい等、重要度が低い施設については事後保全も認める。</p>
安全確保の実施方針	<p>・維持保全（清掃・保守・修繕）及び日常点検により、公園施設の機能保全と安全性を確保する。</p>	<p>日常点検・定期点検により、水処理機能を停止しないよう、維持管理を実施する。</p>
耐震化の実施方針	—	<p>耐震性が不十分な施設については、施設改築とあわせて耐震補強を行うなど、計画的な耐震化を実施する。</p>
長寿命化の実施方針	<p>平成26年に策定（令和5年度更新）した長寿命化計画に基づき適正な維持管理を実施していく。</p>	<p>下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の目標（アウトカム・アウトプット）及び長期的な改築事業のシナリオを設定したストックマネジメント計画を策定し、点検・調査及び修繕・改築を実施する。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	<p>下水道施設における各設備の運転改善や、設備改築時における効率の良い機器の導入等により、省エネルギー対策を実施する。</p>
総量適正化の推進方針	—	—
体制の構築方針	<p>要領の改訂等の動向に注視しながら、効率的な長寿命化の推進を図る。</p>	<p>ストックマネジメント計画に基づく点検・調査又は修繕・改築を実施し、結果の評価、見直しを行うとともに施設情報を蓄積し、ストックマネジメント計画の精度向上を図っていく。</p>

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(1 1) 治山
点検・診断等の実施方針	定期点検等を実施し、施設の機能の低下又はその可能性の有無や、施設周辺の森林現況を把握し、点検結果に基づき健全度等を診断する。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	個別施設計画整理表等を作成し、個別施設毎に、経過観察、補修、機能強化など、健全度に応じた対策を記載し、今後の具体的な計画に活用する。
安全確保の実施方針	—
耐震化の実施方針	—
長寿命化の実施方針	点検・診断の結果に基づき、施設の適正な管理・対策を計画的に実施し、長寿命化を推進する。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	—
総量適正化の推進方針	—
体制の構築方針	施設管理者（県）と、施設が存する地域（市町村等）が連携する体制を構築し、必要に応じて、市町村等から県に対し、施設の状態について情報提供を行う。

類型 項目	(12) 土地改良 1/2	
	防災ダム	地すべり防止施設
点検・診断等の実施方針	<p>防災ダムは、経年的な劣化の進行やこれに伴う性能低下、あるいは地震等の外力による施設機能の損失が懸念されている。</p> <p>このため、「農業用ダム機能診断マニュアル」に基づき、経年的な劣化の進行やこれに伴う性能低下状況を把握する機能診断を実施するとともに、日常的・定期的に点検を行う。</p>	<p>地すべり防止施設は、その機能を発揮させることで、地すべり防止に寄与するものである。食料生産を支える重要なインフラであるとともに、農村地域の防災・減災といった公益的な役割も果たしており、求められる機能を将来にわたって安定的に発揮させる必要がある。</p> <p>このため、「地すべり防止施設の個別施設計画（長寿命化計画）策定の手引き」に基づき、経年的な劣化の進行やこれに伴う性能低下状況を把握する機能診断を実施するとともに、日常的・定期的に点検を行う。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>機能診断によるダム全体の機能低下の有無と、日常的・定期的な点検の結果により、ライフサイクルコストの最適なシナリオを作成し、補修・更新を行う。</p>	<p>個別施設計画により、地すべり防止区域に整備された地すべり防止施設の状態から当該区域の課題を整理し、計画的に施設の機能回復、機能維持もしくは機能の向上を図る。</p>
安全確保の実施方針	<p>施設が被災することにより周辺の人命・財産やライフラインへの影響が大きい施設であるため、パトロールや点検により損傷・劣化状況を把握し、必要に応じ修繕工事を行い安全確保を図る。</p>	<p>施設が被災することにより周辺の人命・財産やライフラインへの影響が大きい施設であるため、パトロールや点検により損傷・劣化状況を把握し、必要に応じ修繕工事を行い安全確保を図る。</p>
耐震化の実施方針	<p>機能診断等の結果を踏まえ、耐震化計画の策定について必要に応じ検討していく。</p>	<p>機能診断等の結果を踏まえ、耐震化計画の策定について必要に応じ検討していく。</p>
長寿命化の実施方針	<p>平成30年度に策定した、長寿命化計画に基づき計画的に保全・更新していく。</p>	<p>平成30年度に策定した、長寿命化計画に基づき計画的に保全・更新していく。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	—
総量適正化の推進方針	<p>供用を廃止した施設については、安全確保の観点から、撤去を推進していく。</p>	<p>地すべり防止施設は、「地すべり等防止法」に基づき指定された区域に、地すべりによる崩壊を防止する目的で整備された施設であるため、法令に基づき対応していく。</p>
体制の構築方針	<p>国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図る。</p>	<p>国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図る。</p>

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(12) 土地改良 2 / 2	
	農地海岸保全施設	荒川中和処理施設
点検・診断等の実施方針	<p>日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。</p> <p>点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。</p>	<p>荒川中和処理施設は、経年的な劣化の進行やこれに伴う性能低下、あるいは地震等の外力による施設機能の損失が懸念されている。</p> <p>このため、経年的な劣化の進行やこれに伴う性能低下状況を把握する機能診断を実施するとともに、日常的・定期的に点検を行う。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。</p>	<p>機能診断による施設全体の機能低下の有無と、日常的・定期的な点検の結果により、ライフサイクルコストの最適なシナリオを作成し、補修・更新を行う。</p>
安全確保の実施方針	<p>点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種類施設のについても早急に点検や予防的措置を実施する。</p>	<p>パトロールや点検により損傷・劣化状況を把握し、必要に応じ修繕工事を行い安全確保を図る。</p>
耐震化の実施方針	—	<p>機能診断等の結果を踏まえ、耐震化計画の策定について必要に応じ検討していく。</p>
長寿命化の実施方針	<p>個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。</p>	<p>平成28年度に策定した、長寿命化計画に基づき計画的に保全・更新していく。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—	—
脱炭素化の推進方針	—	—
総量適正化の推進方針	—	<p>供用を廃止した施設については、安全確保の観点から、撤去を推進していく。</p>
体制の構築方針	<p>庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理する所管課との連携を強化し、維持管理の効率化に努める。</p>	<p>国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図る。</p>

<div style="text-align: center;">類型</div> <div style="text-align: center;">項目</div>	(13) 漁港漁場
点検・診断等の実施方針	防波堤や岸壁等の漁港施設及び海岸保全施設等の劣化や破損状況を把握する老朽化調査（日常点検、定期点検、臨時点検）を定期的に行う。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	老朽化調査の結果をもとに最適な補修工法と対策時期を取りまとめた「機能保全計画書」や「海岸長寿命化計画書」を作成し、この計画に基づき、維持管理、補修又は更新工事を実施する。
安全確保の実施方針	老朽化調査の結果、利用上の危険性が確認された場合は、速やかに利用制限等の安全対策を講じるとともに、補修工事を実施する。
耐震化の実施方針	水産物の流通や生産等の拠点となる漁港における主要な陸揚岸壁や同岸壁を利用するために必要な防波堤等の耐震対策を計画的に進める。 海岸保全施設の耐震対策を計画的に進める。
長寿命化の実施方針	「機能保全計画書」及び「海岸長寿命化計画書」に基づき、施設が完全に機能を失う前に補修工事を実施し、施設の長寿命化を図る。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	—
総量適正化の推進方針	—
体制の構築方針	・国、県庁、県庁出先機関、関係市町村、関係漁協等との連絡調整を行い、長寿命化対策を講じる。

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(14) 鉄道
点検・診断等の実施方針	<p>鉄道施設の維持管理については、定期的な検査の実施を含む施設の保全に関する基準が鉄道構造物等維持管理基準として規定されており、青い森鉄道においても、この基準に基づき鉄道施設の計画・検査・措置等の維持管理を実施する。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>県は、「青森県鉄道施設の管理に関する規程」等を定め、指定管理者である青い森鉄道(株)において、検査、措置、記録等の一連の作業、いわゆるメンテナンスサイクルを確立し適切な保守管理を実施する。</p>
安全確保の実施方針	<p>輸送の安全を確保するために必要な措置等について検討する鉄道安全対策会議を設置し、県が管理する鉄道施設における輸送の安全確保のために必要な措置等を講ずる。</p>
耐震化の実施方針	<p>青い森鉄道の橋りょうについて、土木施設実施基準に基づき、2年ごとに定期検査を実施し、損傷や変状の把握と措置の必要性を判断する。具体の修繕については、高架橋の耐震補強工事を実施していく。</p>
長寿命化の実施方針	<p>「青い森鉄道インフラ長寿命化計画」に基づき、インフラ施設の長寿命化対策を行うことにより、修繕コストを平準化し、安全安定輸送を支える設備を将来も維持していく。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	—
総量適正化の推進方針	—
体制の構築方針	<p>厳しい財政状況や老朽化した設備が増加する将来を見据え、維持管理・更新等を着実に推進するために必要となる人材・体制を継続的に確保するため、青い森鉄道(株)のプロパー社員に対する社内教育や各種研修、企業派遣等の社員育成を進めていく。</p>

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(15) 信号機
点検・診断等の実施方針	<p>メンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させる。</p> <p>職員や委託業者による点検を継続し、必要に応じて信号柱非破壊検査の実施と点検項目の見直しを検討します。</p> <p>点検・診断、補修、更新等を一元化し、蓄積したデータを交通安全施設の保全に活用します。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>計画的な維持管理をベースとした上で、更新の要否について経過年数だけではなく、保守点検結果に基づき優先順位を定め効率的な更新と併用します。</p>
安全確保の実施方針	<p>保守点検等により倒壊の危険や恐れが判明した交通安全施設は、早期の更新・撤去を行い、継続した安全確保に努めます。</p>
耐震化の実施方針	—
長寿命化の実施方針	<p>故障、機能低下、倒壊等の未然防止と本来の機能を適切に維持するため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質を踏まえ、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じるなどの取り組みを推進します。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	<p>施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー機器の導入について検討します。</p>
総量適正化の推進方針	<p>交通規制等の見直しによる交通安全施設の削減を推進します。</p> <p>必要性が低減した交通安全施設については、真に必要な箇所への移設や撤去を検討します。</p>
体制の構築方針	<p>当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理・更新等の業務体制の充実などを図ります。</p>

3 公営企業

類型 項目	(1) 病院
点検・診断等の実施方針	法令等で義務付けられている点検のほか、県指針及び日常管理業務で実施すべきものを行います。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	長期保全計画を基に今後の建物及び設備の機能維持を図るものとし、予算の平準化を踏まえた維持管理・修繕・更新等をするものとします。
安全確保の実施方針	点検・診断結果等を踏まえ、安全性に配慮した措置を速やかに講じます。
耐震化の実施方針	法令、各種指針等に基づき、災害時に機能する施設とします。
長寿命化の実施方針	県方針に加え、計画進行中の新病院の計画に対応する計画とします。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	施設改修においては、ユニバーサルデザインについて施設の特性と整合性を保った内容で検討・推進します。
脱炭素化の推進方針	法令等や県の方針のほか、経営状況に適する内容とします。
総量適正化の推進方針	県方針及び医療政策に求められる内容とします。
体制の構築方針	職員を対象とした各種周知等のほか、担当職員及び業務委託業者に対して、情報提供・各種研修を実施し、施設の管理体制を構築します。

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	(2) 工業用水
点検・診断等の実施方針	<p>個々の施設及び設備ごとに重要度・点検内容・頻度を検討し、点検・診断等を実施します。点検・診断結果を蓄積し、維持管理・修繕・更新計画に活用します。</p>
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>将来にわたり安定した供給を継続するため、アセットマネジメントの手法を活用し、将来需要に対応した施設規模を検討しながら、計画的に更新を行います。</p>
安全確保の実施方針	<p>災害時においても安定供給を継続できるよう、施設の維持管理を行います。</p>
耐震化の実施方針	<p>三陸はるか沖地震で被災した水管橋を架け替えした経験を活かして、経営状況を踏まえながら、災害に強い水道施設を構築します。</p>
長寿命化の実施方針	<p>施設の点検・診断等の実施、修繕及びライフサイクルコストの最小化を意識しながら、長寿命化を図っていきます。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
脱炭素化の推進方針	—
総量適正化の推進方針	—
体制の構築方針	<p>施設を適切に管理するために求められる技術や知識の蓄積をはかります。職員研修の充実を図り技術力の維持・向上を図るとともに円滑な技術の継承を行います。</p>

4 地方独立行政法人

類型 項目	(1) 地方独立行政法人青森県産業技術センター
点検・診断等の実施方針	定期的な点検・診断等により劣化状況等を把握し、適正な管理を行います。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	修繕や更新の優先度を総合的に判断し、修繕・更新を行います。
安全確保の実施方針	点検や診断結果等を踏まえ、安全性に配慮した措置を適時に講じます。
耐震化の実施方針	各種法令等に基づき、耐震化を図ります。
長寿命化の実施方針	定期的な点検・診断等により公共建築物の劣化状況等を把握し、適正な管理を行うとともに、計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	施設の特性を踏まえ、ユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	各種法令や県の方針等を参考に施設の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を図ります。
総量適正化の推進方針	建替時期が到来した建物については、将来的な必要性や利用状況等を精査の上、総合的な観点に基づき対応します。
体制の構築方針	職員や施設管理事業者に対し、施設の保全に必要な情報共有を適宜実施し、効率的な施設の管理体制を構築します。

<div style="text-align: center;"> 類型 項目 </div>	<div style="text-align: center;"> (2) 公立大学法人青森県立保健大学 </div>
点検・診断等の実施方針	建築基準法等に基づき、点検を適切に実施します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な十分な修繕・更新を行います。</p> <p>随時、修繕・更新計画を見直し、事業量及び事業費等の調整により、年次ごとの平準化を図ります。</p>
安全確保の実施方針	日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	施設は1981年6月からの「新耐震基準」に基づき建築されています。
長寿命化の実施方針	<p>計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。</p> <p>建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施による長寿命化を検討します。</p>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無等にかかわらず多様な人々が利用しやすい大学施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。
脱炭素化の推進方針	施設の改修等にあたっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	遊休資産や建替時期が到来した建物については、将来的な必要性や利用状況等を精査の上、総合的な観点に基づき対応します。
体制の構築方針	技術職員の確保とともに、各種研修会等の機会を通じて、事務局職員の維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。